

平成 2 8 年 度 研 修 計 画

(改 訂)

平成 2 8 年 3 月

自 治 大 学 校

目 次

基本方針	-----	1
I 研修概要		
一般研修課程		
第1部課程	-----	2
第2部課程	-----	6
第1部・第2部特別課程	-----	10
第3部課程	-----	14
専門研修課程		
政策専門課程	-----	17
税務専門課程 税務・徴収コース	-----	19
税務専門課程 会計コース	-----	22
監査・内部統制専門課程	-----	25
特別研修		
修士課程連携特別研修	-----	28
医療政策短期特別研修	-----	29
人材育成特別研修	-----	31
地方公会計特別研修	-----	31
II 推薦方法等		
推薦方法等	-----	33
様式1 研修生推薦書	-----	35
様式2 履歴書	-----	37
別表1 研修に要する経費	-----	38
別表2 平成28年度研修期間及び推薦受付期間一覧	-----	40

基本方針

自治大学校は、地方公務員のための国の研修機関として、地方公務員に対する高度な研修を行い、その資質を向上するとともに、勤務能率の発揮及び増進を図り、もって地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営を期することを目的としています。

今、地方公共団体は、人口減少・超高齢化社会における長期的な観点にたった地方創生の推進など、数多くの課題に直面しています。そして、地方分権改革の進展に伴って、これらの課題に自己決定、自己責任の原則に立って向き合い、住民ニーズに的確に対応していくことを強く求められています。

こうした時代の要請に地方公共団体が対応していくためには、より広い識見と高い能力をもった地方公務員を養成、確保していくことが必要不可欠です。このような認識の下、自治大学校では、これからの時代を担う地方公務員に必要な能力を総合的かつ高度に養成することを目指して、研修内容について不断の検討を行っており、その検討結果を踏まえて、平成28年度の研修課程を編成しています。

まず、一般研修課程では、現在の中堅幹部、将来の中核幹部として必要な幅広い視野を身につけるため、首長講演や有識者講演を実施するほか、地方分権改革の時代に求められる政策構想力を身につけられるよう、公共政策大学院の教育内容も踏まえて法学、政治学・行政学、経済学のバランスのとれた公共政策に関する体系的かつ重点的な講義と演習からなる研修を行います。内容は、基本法制・経済学、そして、公共政策論の基本と、政策法務、統計の活用、住民協働などの政策形成の手法からなる公共政策総論と、まちづくり、地域活性化、環境問題、社会保障、公共施設管理等の地方公共団体の政策課題の公共政策各論に関する課目からなっています。

その中で第1部・第2部特別課程については、「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」として位置づけ、eラーニングを前提に、短期間で将来の女性幹部職員として必要な知識と能力を修得できる効率的な研修を実施します。

演習は、自治大学校の研修の特色です。より実践的な演習を目指し、地方公共団体が直面する政策課題について、研修生が主体的に取り組む政策立案研究、事例演習などに多くの時間を割り当てるとともに、条例立案演習などにより実務的、実践的な能力を養成します。

政策専門課程は、約3週間で政策課題の発見・分析と解決のための政策立案能力を強化することを目指し、政策課題研究等の演習に重点を置いて実施します。

今後重要視される監査・内部統制に関しては、内容を強化して、監査・内部統制専門課程を開始します。地方公共団体が適正かつ効率的な行財政運営を行うために、監査や内部統制の理論と実務について必要な知識と能力を備えた職員の養成に向け、行政評価も含めた実践的な研修を実施します。

また、他の高等教育機関と連携した「修士課程連携特別研修」及び「医療政策短期特別研修」を実施するほか、短期の「人材育成特別研修」及び「地方公会計特別研修」を実施します。

一般研修課程

第 1 部 課 程

1 目 的

都道府県及び市の中堅幹部、将来の中核幹部として必要な政策形成能力及び行政経営能力を修得し、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を涵養することを目的として、将来の地方公共団体を担う幹部候補生に対して約半年で公共政策大学院水準を目指した高度な研修を行います。

2 研修課目

ア 講義課目

(ア) 総合教養課目

より広い視野と深い洞察力を有する地方公務員を養成するため、首長講演、有識者による特別講演、地方行財政等の課題等の課目により編成します。

(イ) 基本法制・経済

地方自治に重要な関連を有する基本的な法制（憲法、行政法、民法）、経済学、財政学に関する高度な知識を修得するための課目により編成します。

(ウ) 地方行財政制度

地方行財政に関する法制度及び地方行財政の管理運営に関する高度な知識並びに現下の地方自治の課題に関する広範な見識を修得するための課目により編成します。

(エ) 公共政策論

政策形成能力を養成するため、政策科学の新しい成果を取り入れつつ、政策課題の発見と分析、政策の立案、決定、実施、政策評価という一連の公共政策過程に関する公共政策論を幅広く学ぶ公共政策総論と、個々の政策分野についての必要な知識を修得する公共政策各論の課目により編成します。また、学んだ内容は政策立案研究で実践します。

(オ) 行政経営

監査、地方公会計、訟務、広報、情報公開と個人情報保護等、地方公共団体の管理者として必要な行政経営の基盤となる知識及び技能を修得するとともに、人事評価と人材育成等、管理者としての統率力、指導力、部下の育成能力等を養成するための課目により編成します。

イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例について、政策研究、集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。より実践的な能力を養成するため、課題解決のための政策提言を目指して政策形成過程を体験する政策立案研究、地方公共団体の現場が直面する課題事例を持ち寄る事例演習、条例を活用した政策立案のための条例立案演習、論点整理・論理構築による課題解決能力を養うディベート演習など多彩な技法を活用します。

ウ 講師養成課目

地方自治制度及び地方公務員制度に関する研修講師を養成するための課目により編

成します。なお、この課目を履修し、職員研修の講師として必要な知識及び技能を有すると認められる者については、「自治体職員研修講師」として認定します。

エ その他

長期の研修で何を求めるかの目標設定、目標を自覚した研修参加、研修成果の自己評価等を通じて、研修受講生一人一人がより大きな成果を上げられるよう、「能力評価・目標設定シート」を活用し「研修の振り返り」を実施し、業務へのフィードバックにつなげます。

3 対 象

- ①都道府県の職員
- ②指定都市、中核市、施行時特例市の職員（特別区を含む）
- ③都道府県又は市を構成団体とする一部事務組合等の職員
- ④一般市及び町村については、特に要望がある場合は対象とします。

4 研修期間

①第126期

平成28年4月13日（水）～9月9日（金）

（休講期間：4月29日（金）～5月8日（日）、8月11日（木）～8月17日（水））

②第127期

平成28年10月18日（火）～平成29年3月17日（金）

（休講期間：11月3日（木）～11月6日（日）、12月28日（水）～1月4日（水）、2月11日（土）～2月14日（火））

5 定員

各期 100名

6 推薦できる研修生の数

原則として各期2名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市にあつては、合併前の市町村数に相当する数。

一部事務組合等にあつては原則として各期1名。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であつて、高度な研修を受けさせるにふさわしい者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。

- (2) 積極的な学習意欲を有する者。

- (3) 現に都道府県、政令指定都市、一部事務組合等における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 年齢については、入校日現在において30歳以上50歳未満であることとします。
ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません（この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載してください。）。
- (5) 推薦の方法等については、33頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

また、主要な研修課目については、研修期間中において、研修効果の測定を行うものとし、概ね上位10パーセント以内に入る成績優秀者を顕彰するため、本人及び所属団体へ連絡いたします。

第1部課程のカリキュラムの概要

研 修 課 目 及 び 時 限 数		
講 義		
312	【総合教養課目】 首長講演 1 特別講演 1 卒業生講話 1 リーダーシップのあり方 1 自治体の現場から 1 地方行政の課題 1 地方財政の課題 1 地方税制の課題 1 今後の日本経済 2 校長講話 1 ----- 11	【基本法制・経済】 憲 法（*） 18 行政法（*） 28 民 法（*） 24 経済学（*） 12 財政学 8 ----- 90 【地方行財政制度】 地方自治制度（*） 24 地方公務員制度（*） 14 地方税財政制度（*） 16 自治体行政学 12 地方財政論 4 比較地方自治論 2 地方分権改革 3 ----- 75
	【公共政策総論】 公共政策論Ⅰ 政策形成の手法と戦略 6 公共政策論Ⅱ 政策リサーチと手法・評価 6 公共政策論Ⅲ ポリシーマネジメントと評価 3 公共政策論Ⅳ 行政経営の理論と実践 4 住民協働 2 公共サービス改革とPPP 6 NPOと行政 2 データサイエンス（統計） 4 政策法務 10 公共経済学 4 地域の特性と地域づくり 2 地域政策論 3 ----- 52	【公共政策各論】 産業政策論 3 農業政策論 2 社会保障改革の動向と課題 2 地域医療の課題と展望 2 地域福祉の課題と展望 3 経済学的思考で環境を考える 2 自治体の教育文化政策 2 観光政策論 2 多文化共生と地域社会 2 過疎・中山間地域の課題と展望 2 統計で読み解く人口減少 1 自治体の資金調達 2 地域金融 2 女性が活躍する社会づくり 2 少子化対策 2 地域政策とまちづくりの課題 4 公共施設の総合管理 2 災害危機管理 3 ----- 40
	【行政経営】 地方公会計改革 2 地方自治監査概論 1 財務諸表を読み解く 2 国の行政改革の取り組み 1 組織マネジメント 4 人事評価と人材育成 2 メンタルヘルスにおけるリーダーシップ 3 コミュニケーション論 3 自治体職員のためのコンプライアンス 2	自治体訟務 10 （行政事件訴訟法・国家賠償法） (6) （住民訴訟） (4) 自治体広報戦略 2 マインナンバー制度と地方行政 2 情報公開と個人情報保護 2 行政と人権 2 自治体職員とメディア・リテラシー 2 議会との関係 2 組織・行政の危機管理 2 ----- 44
演 習	政策立案研究（*） 84 テーマ分野 行政経営・住民協働 経済活性化・産業振興 医療・福祉・環境 教育・文化振興 まちづくり・交通政策 災害・危機管理 事例演習（*） 32 [テキスト型、持寄型、ディベート型]	条例立案演習 17 ファシリテーション演習 3 講師養成課目 7 オリエンテーション (1) プレゼンテーション講義 (1) スピーチ演習 (2) 模擬講義演習 (3) ----- 143
その他	実践・ボイストレーニング 1 体育 4 効果測定 8 研修の振り返り 1 入校式等行事 4 ----- 18	
合 計 473		
eラーニング	【実施課目】 地方自治制度（*） 地方公務員制度（*） 地方税財政制度（*） 憲法（*） 民法（*） 行政法（*） 経済学（*） 自治体経営の基礎知識	（*）は講義、効果測定を行う課目であり、eラーニングにより予習、復習を行う。 eラーニング修了課目については、当該課目の効果測定の評点に加味する。

(注)1 数字は時限数(1時限=70分)

2 *印は、試験、レポート等による効果測定を行う課目

第 2 部 課 程

1 目 的

市町村（政令指定都市を除く）の中堅幹部、将来の中核幹部として必要な政策形成能力及び行政経営能力を修得し、かつ、公務員としての使命感、管理者意識を涵養することを目的として、将来の地方公共団体を担う幹部候補生に対して高度な研修を行います。

2 研修課目

ア 講義課目

(ア) 総合教養課目

より広い視野と深い洞察力を有する地方公務員を養成するため、首長講演、有識者による特別講演等の課目により編成します。

(イ) 基本法制・経済

地方自治に重要な関連を有する基本的な法制（憲法、行政法、民法）、経済学、財政学に関する高度な知識を修得するための課目により編成します。

(ウ) 地方行財政制度

地方行財政に関する法制度及び地方行財政の管理運営に関する高度な知識並びに現下の地方自治の課題に関する広範な見識を修得するための課目により編成します。

(エ) 公共政策論

政策形成能力を養成するため、政策科学の新しい成果を取り入れつつ、政策課題の発見と分析、政策の立案、決定、実施、政策評価という一連の公共政策過程に関する公共政策論を幅広く学ぶ公共政策総論と、個々の政策分野についての必要な知識を修得する公共政策各論の課目により編成します。また、学んだ内容は政策立案研究で実践します。

(オ) 行政経営

監査、訟務、情報公開と個人情報保護等地方公共団体の管理者として必要な行政経営の基盤となる知識及び技能を修得するための課目により編成します。

イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例について、政策研究、集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。より実践的な能力を養成するため、課題解決のための政策提言を目指して政策形成過程を体験する政策立案研究、地方公共団体の現場が直面する課題実例を持ち寄る事例演習など多彩な技法を活用します。

ウ 講師養成課目

地方自治制度及び地方公務員制度に関する研修講師を養成するための課目により編成します。なお、この課目を履修し、職員研修の講師として必要な知識及び技能を有すると認められる者については、「自治体職員研修講師」として認定します。

エ その他

長期の研修で何を得心かの目標設定、目標を自覚した研修参加、研修成果の自己評価等を通じて、研修受講生一人一人がより大きな成果を上げられるよう、「能力評価・目標設定シート」を活用し「研修の振り返り」を実施し、業務へのフィードバックにつなげます。

3 対 象

- ①市町村（指定都市を除く。以下同じ。）の職員
- ②市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

①第176期

平成28年5月18日（水）～7月29日（金）
（休講期間：6月18日（土）～6月21日（火））

②第177期

平成28年10月7日（金）～12月22日（木）
（休講期間：11月19日（土）～11月23日（水））

③第178期

平成29年1月11日（水）～3月24日（金）
（休講期間：2月11日（土）～2月14日（火））

5 定員

各期 160名

6 推薦できる研修生の数

原則として各期1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市町村にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度な研修を受けさせるにふさわしい者。「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に市町村、一部事務組合等における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。

- (4) 年齢については、入校日現在において30歳以上50歳未満であることとします。
ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません（この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載してください。）。
- (5) 推薦の方法等については、33頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

また、主要な研修課目については、研修期間中において、研修効果の測定を行うものとし、概ね上位10パーセント以内に入る成績優秀者を顕彰するため、本人及び所属団体へ連絡いたします。

第2部課程のカリキュラムの概要

研 修 課 目 及 び 時 限 数			
講 義 144	【総合教養課目】		【基本法制・経済】
	首長講演 1 特別講演 1 自治体の現場から 1 校長講話 1 4		憲 法 6 行政法(*) 14 民 法(*) 10 経済学(*) 11 財政学 4 45
			【地方行財政制度】
		地方自治制度(*) 12 地方公務員制度(*) 8 地方税財政制度(*) 8 自治体行政学 4 公会計改革とこれからの自治体の財政運営 2 地方分権改革 2 36	
		【公共政策総論】	【公共政策各論】
		公共政策論Ⅰ 政策形成の手段と戦略 4 公共政策論Ⅱ ポリシーマネジメントと評価 3 公共政策論Ⅲ 行政経営の理論と実践 2 公共政策論Ⅳ 4 公共サービス改革と官民連携 2 地域コミュニティと行政 2 政策法務 4 21	地域経済の活性化と産業政策 3 地域医療の課題と対策 2 地域福祉の課題と自治体の政策 3 自治体環境政策の課題と展望 2 多文化共生と地域社会 2 女性が活躍する社会づくり 2 少子化対策 2 地域政策とまちづくり 2 公共施設の総合管理 2 災害危機管理 2 22
		【行政経営】	【行政経営】
		地方自治監査論 2 自治体訟務 4 シティプロモーション 2	自治体のクレーム対応とその活かし方 2 ICTの動向と地方行政 2 情報公開と個人情報保護 2 組織・行政の危機管理 2 16
演 習 87	政策立案研究(*) 57		ファシリテーション演習 3
	テーマ分野 住民参加、自治体経営、税務、生活環境 福祉・人権、健康・医療、まちづくり 環境保全、経済・産業、交通対策 教育・文化、危機管理、その他 事例演習(*) 20 [テキスト型、持寄型]		講師養成課目 7 オリエンテーション (1) プレゼンテーション講義 (1) スピーチ演習 (2) 模擬講義 (3) 87
その他 14			実践・ボイストレーニング 1
			体育 2 効果測定 6 研修の振り返り 1 入校式等行事 4 14
合計 245			
eラーニング	[実施課目]		
	地方自治制度(*) 地方税財政制度(*) 民法(*) 経済学(*)	地方公務員制度(*) 憲法 行政法(*) 自治体経営の基礎知識	(*)は講義、効果測定を行う課目であり、 eラーニングにより予習、復習を行う。 eラーニング修了課目については、当 該課目の効果測定の評点に加味する。

(注)1 数字は時限数(1時限=70分)

2 *印は、試験、レポート等による効果測定を行う課目

第 1 部・第 2 部特別課程

1 目 的

「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」として、長期間の宿泊研修に参加することが難しい将来の地方公共団体を担う女性幹部候補生に対し、eラーニングを前提に比較的短期間で都道府県及び市町村の中堅幹部、将来の中核幹部として必要な政策形成能力及び行政経営能力を修得し、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を涵養することを目的として、高度な研修を行います。

2 研修課目

(1) eラーニング等による事前履修

約 3 週間という限られた研修期間で所期の目的を達成するため、eラーニングの所定の課目を入校までに履修、修了することとします。

① 必修課目

地方自治制度、地方公務員制度、地方税財政制度の 3 課目を必修とします。

なお、地方税財政制度に関する所定の課題についてレポートを作成、提出します。

② 任意課目

憲法、行政法、民法、経済学、自治体経営の基礎知識の 5 課目については、履修を任意とします。

(2) 宿泊研修

ア 講義課目

(ア) 総合教養課目

より広い視野と深い洞察力を有する地方公務員を養成するため、首長講演、女性リーダー等の有識者の特別講演等の課目により編成します。

(イ) 地方行財政制度

地方行財政に関する法制度及び地方行財政の管理運営に関する高度な知識並びに現下の地方自治の課題に関する広範な見識を修得するための課目により編成します。

(ウ) 公共政策論

政策形成能力を養成するため、政策科学の新しい成果を取り入れつつ、政策課題の発見と分析、政策の立案、決定、実施、政策評価という一連の公共政策過程に関する公共政策論を幅広く学ぶ公共政策総論と、個々の政策分野についての必要な知識を修得する公共政策各論の課目により編成します。

(エ) 行政経営

組織管理等、地方公共団体の管理者として必要な行政経営の基盤となる知識及び技能を修得するとともに、管理者としての統率力、指導力、部下の育成能力等を養成するための課目により編成します。

イ 演 習

地方行政に関係のある課題又は事例を題材とした集団討議等の方法を通じ、新しい行政課題に対応して問題を発見し、解決する能力を育成し、併せて、判断力、表現力等の管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。

3 対 象

- ①都道府県及び市町村の女性職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の女性職員

4 研修期間

第31期

- eラーニング履修 平成28年4月下旬～8月中旬
※ 4月下旬に事前オリエンテーションを実施します。
派遣団体においては、研修生の出席について配慮をお願いします。経費負担は別表1注2(4)参照
- 宿泊研修 平成28年8月24日(水)～9月16日(金)

第32期

- eラーニング履修 平成28年10月上旬～平成29年1月中旬
※ 10月上旬に事前オリエンテーションを実施します。
派遣団体においては、研修生の出席について配慮をお願いします。経費負担は別表1注2(4)参照
- 宿泊研修 平成29年1月18日(水)～2月10日(金)まで

5 定員

各期 120名

6 推薦できる研修生の数

原則として各期2名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市町村にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度な研修を受けさせるにふさわしい者。「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活(学校生活及び寮生活)を支障なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に地方公共団体における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 年齢については、入校日現在において30歳以上50歳未満であることとします。

ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません(この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載

してください。)

(5) 推薦の方法等については、33頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、宿泊研修は、全寮制により行います。

第1部・第2部特別課程のカリキュラムの概要

eラーニング

研 修 課 目	内 容
<p><必修課目> 地方自治制度 地方公務員制度 地方税財政制度</p> <p><任意課目> 憲法 行政法 民法 経済学 自治体経営の基礎知識</p>	<p><必修課目> eラーニング研修 レポート提出1回(地方税財政制度)</p> <p><任意課目> eラーニング研修</p> <p>(注)必修課目については、入校決定後、宿泊研修の開始(入校)までに履修、修了すること。</p>

宿 泊 研 修

研 修 課 目 及 び 時 限 数			
講 義			
59	<p>【総合教養課目】</p> <p>首長講演 1</p> <p>特別講演 2</p> <p>最近の経済情勢 2</p> <p>校長講話 1</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: right;">6</p>	<p>【地方行財政制度】</p> <p>地方自治制度(*) 5</p> <p>地方公務員制度(*) 5</p> <p>地方税財政制度 5</p> <p>行政法 4</p> <p>自治体行政学 2</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: right;">21</p>	
	<p>【公共政策総論】</p> <p>公共政策論Ⅰ 4</p> <p>公共政策論Ⅱ ポリシーマネジメントと評価 2</p> <p>公共政策論Ⅲ 行政経営の理論と実践 2</p> <p>住民協働政策論 2</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: right;">10</p>	<p>【公共政策各論】</p> <p>地域経済の活性化と産業政策 2</p> <p>地域福祉をめぐる課題と展望 2</p> <p>自治体環境政策の課題と展望 2</p> <p>少子化対策 2</p> <p>地域政策とまちづくりの課題 2</p> <p>災害危機管理 2</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: right;">12</p>	
	<p>【行政経営】</p> <p>人間関係論 2</p> <p>ワークライフバランス 2</p> <p>組織・行政の危機管理 2</p>	<p>地方創生時代の自治体職員 2</p> <p>女性が活躍する社会づくり 2</p> <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p style="text-align: right;">10</p>	
演 習			
22	<p>事例演習(*) 19</p> <p style="text-align: center;">[テキスト型、持寄型]</p>	<p>ファシリテーション演習 3</p>	
その他			
4	入校式等行事	4	
合計 85			

(注) 1 数字は時限数(1時限=70分)。

2 *印は、試験による効果測定を行う課目

第 3 部 課 程

1 目 的

現に都道府県及び市町村の幹部職員である者に対し、幹部職員としての政策形成能力及び行政経営能力を増進し、かつ、公務員としての使命感及び管理者意識を高揚することを目的として、高度な研修を行います。

2 研修課目

ア 講義課目

地方公共団体における公共政策及び行政経営に関する高度な知識の修得、現下の地方自治の課題及びその背景となる政治、経済等の分野にわたる広範な見識の修得及び効率的な行政運営手法等に関する知識を修得するための課目により編成します。

イ 演 習

現実の事例を題材とした集団討議等の方法を通じ、新しい政策課題に対応して問題を発見、解決する能力を育成し、併せて、危機管理能力など管理者として必要な資質を涵養するための課目により編成します。

3 対 象

- ①都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第 1 0 7 期 平成 2 8 年 7 月 1 2 日（火）～ 8 月 5 日（金）

5 定員

1 4 0 名

6 推薦できる研修生の数

原則として 1 名又は 2 名。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康である者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。

- (2) 積極的な学習意欲を有する者。

- (3) 現に都道府県、市町村一部事務組合等における課長又はこれらに相当する職以上の職にある職員。

(4) 推薦の方法等については、33頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、宿泊研修は、全寮制により行います。

第3部課程のカリキュラムの概要

研修課目及び時限数		
講義 56	<p>【総合教養課目】</p> <p>特別講演 1 地方行政の課題 1 地方税財政の課題 1 中央政治と地方行政 1 最近の経済情勢 1 校長講話 1 ----- 6</p>	<p>【地方制度・法制】</p> <p>行政法 4 比較地方自治 2 新たな広域連携 1 ----- 7</p>
	<p>【公共政策総論】</p> <p>公共政策の視点 2 ポリシーマネジメントと評価 2 行政経営の理論と実践 2 ----- 6</p>	<p>【公共政策各論】</p> <p>地域産業の再生と雇用の確保 2 中心市街地活性化の戦略 2 地域医療の課題と展望 2 地域福祉をめぐる課題と展望 2 自治体環境政策の課題と展望 2 多文化共生と地域社会 2 女性の活躍とワークライフバランスの推進 1 地域特性とまちづくり戦略 2 災害危機管理 2 ----- 17</p>
	<p>【行政経営】</p> <p>自治体のガバナンス 3 自治体経営管理論 3 人事評価と人材育成 2 コミュニケーションの理論と実践 2 自治体職員のためのコンプライアンス 2</p>	<p>地方議会の最近の動向 2 ICTを活用した行政の新展開 2 情報公開と個人情報保護 2 実践 自治体の危機管理 2 ----- 20</p>
演習 24	事例演習[持寄型] 19	危機管理・広報対応演習 5
その他 4	入校式等行事	4
合計 84		

(注) 数字は時限数(1時限=70分)。

政策専門課程

1 目的

地方分権改革が進展する中、社会保障、地域福祉、産業政策、防災・危機管理など公共政策の各分野における諸課題に迅速に対応し、的確な政策が展開できる能力を有する職員を養成することを目的として、高度かつ実践的な研修を行います。

2 研修課目

ア 講義課目

政策形成能力を養成するため、政策科学の新しい成果を取り入れつつ、政策課題の発見と分析、政策の立案、決定、実施、政策評価という一連の公共政策過程に関する公共政策論を幅広く学ぶ公共政策総論と、個々の政策分野についての必要な知識を修得する公共政策各論の課目を中心として編成します。

イ 演習

地方行政に関係する課題、事例を題材としたグループ研究により、地域の課題を発見、解決する能力を養う政策課題研究を行います。

3 対象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第12期 平成28年6月1日（水）～6月17日（金）

5 定員

120名

6 推薦できる研修生の数

原則として2名

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康である者。

「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。

- (2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 現に地方公共団体における係長以上又はこれらに相当する職にある職員。

(4) 推薦の方法等については、33頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

政策専門課程のカリキュラムの概要

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 総合教養課目	5	4 演習	15
今後の地方自治の課題と展望	2	政策課題研究	
今後の地方税財政改革の展望	2		
校長講話	1	5 全国地域づくり人財塾	8
2 公共政策総論	6	6 その他	4
公共政策論Ⅰ	2	入校式等行事	4
公共政策論Ⅱ	2		
政策形成の手續と戦略			
データサイエンス（統計）	2		
3 公共政策各論			
各分野の動向と課題	22		
社会保障改革			
地域医療			
地域福祉政策			
地域産業政策			
観光政策			
多文化共生			
まちづくり			
防災・危機管理対策			
等			
		合 計	60

（注）「全国地域づくり人財塾」は総務省自治大学校と同地域力創造グループが共同で企画・運営を行います。

税 務 専 門 課 程

○ 税務・徴収コース

1 目 的

地方税の公平かつ確実な賦課・徴収を実現するため、地方税の賦課、徴収に携わる職員の資質を向上させることを目的として、税務職員に対する高度な研修を行います。

2 研修課目

地方税を取り巻く課題、地方税法、国税徴収法ほかの関係法規、徴収実務（財産調査など）等、税務部門の幹部職員に求められる知識、技能を修得するための課目により編成し、ロールプレイングなどの演習も含めた実践的な内容とします。

なお、このコースを修了し、研修期間中に行う効果測定において、徴収実務の指導者として必要な知識及び技能を有すると認められる者については「地方税徴収事務指導者」として認定します。

3 対 象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第14期 税務・徴収コース

平成28年9月13日（火）～10月28日（金）

5 定員

120名

6 推薦できる研修生の数

原則として1名。ただし、平成11年4月1日以降に合併した市にあっては、合併前の市町村数に相当する数。

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度な研修を受けさせるにふさわしい者。「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。

- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 地方税の賦課徴収に関する基礎的な知識を有する者で、主として地方税の賦課・徴収事務を管理監督し、かつ、他の職員を管理監督する地位にある者。
(注)具体的には、現に地方公共団体における課長補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある職員で、税務事務の経験がある職員（原則として30歳以上50歳未満）とします。
- (4) 推薦の方法等については、33頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

税務専門課程税務・徴収コースのカリキュラムの概要

研修課目	時限数	研修課目	時限数
1 総合教養課目	3	5 滞納処分	5 4
今後の地方税財政改革の展望	2	国税徴収法通則	4
校長講話	1	財産調査	8
		納付能力調査	8
2 地方税を取り巻く課題	1 5	動産・有価証券の差押え	4
都道府県税の当面の課題	1	債権の保全・回収	5
市町村税の当面の課題	1	不動産の差押え	3
固定資産税の当面の課題	1	その他の財産の差押え	3
税務事務と個人情報	2	交付要求・参加差押え	3
税務争訟	4	財産の換価・配当	6
徴収事務のマネジメント	5	演習課題検討	1 0
社会保障・税番号制度	1		
		6 演習	2 0
3 地方税法総則	3 4	地方税演習	5
通則等	7	先進事例研究	4
連帯納税義務	3	ロールプレイング	8
納税義務の承継	4	話法・交渉術	2
第二次納税義務	4	行政対象暴力対策	1
地方税と他の債権との調整	7		
納税の猶予・担保の徴収	3	7 その他	4
滞納処分の執行停止	2	入校式等行事	4
演習課題検討	4		
4 関係法規	1 8		
破産法・民事再生法	5		
民事執行法	6		
滞調法	5		
国税犯則取締法	2		
		合 計	1 4 8

○ 会計コース

1 目的

都道府県及び市町村の上級税務・会計職員として必要な知識を修得することを目的として、税務・会計職員等に対する高度な研修を行います。

2 研修課目

企業会計における国際基準の動向などを踏まえ、地方公共団体の上級税務・会計職員として必要な知識を修得するため、簿記及び会計学から税法、経営分析に至るまで幅広い内容の課目により編成し、簿記会計学通信研修において4回の通信添削を行った後、税務・会計研修を行います。

3 対象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第34期 会計コース

簿記会計学通信研修 平成28年4月上旬～6月中旬

※3月中旬に通信研修オリエンテーションを実施します。

派遣団体においては、研修生の出席について配慮をお願いします。経費負担は別表1注2(4)を参照

税務・会計研修 平成28年6月30日(木)～9月30日(金)
(休講期間：8月11日(木)～8月17日(水))

5 定員

50名

6 推薦できる研修生の数

原則として1名又は2名。

7 選考の基準

会計コースは、税理士法に基づく指定研修として位置付けられているものです。推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

(1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度な研修を受けさせるにふさわしい者。

ア 「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活(学校生活及び寮生活)を支障なく行うことができる者であることとします。

イ 「高度な研修」を受けさせるにふさわしい者であることの基準は、地方公共団体における税務行政に係る所定の研修を修了していることとします。

(2) 積極的な学習意欲を有する者。

(3) 現に都道府県、市町村、一部事務組合等における上級税務職員であって、入校日現在における税務事務経験年数が、大学卒業者においては4年以上、その他の者においては10年以上の者。

(4) 年齢については、入校日現在において43歳未満であることとします。

ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません（この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載してください。）。

(5) 簿記の知識が、日本商工会議所、社団法人全国経理学校協会又は財団法人全国商業高等学校協会主催の簿記検定試験2級以上（ただし、通信研修等により簿記2級相当のレベルに達する見込みの者も含む）の者。

(6) 推薦の方法等については、33頁以降を参照してください。

8 会計コースでは、簿記会計学通信研修及び税務・会計研修の修了試験の成績がともに基準点を上回った者に対し、合格証書を授与します。

なお、合格の基準点は、簿記会計学通信研修については、各課目（2課目）の得点の満点に対する割合が60%以上とし、税務・会計研修の修了試験については、各課目（5課目）の得点の満点に対する割合が60%以上とします。

9 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学ホームページに掲載いたします。

なお、税務・会計研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

税務専門課程会計コースのカリキュラムの概要

(簿記会計学通信研修)

研 修 課 目	回 数
簿記論 (理論・計算) 財務諸表論 (理論・計算)	} 4回

(税務会計研修)

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 総合教養課目	6	5 経営分析	1 0
今後の地方税財政改革の展望	2	経営分析	1 0
特別講義	2		
卒業生講話	1	6 公会計関連課目	6
校長講話	1	地方公会計制度	2
		企業会計と公会計	2
2 税法課目	1 8	財務書類の作成実務	2
所得税法	6		
法人税法	6	7 演習	1 1 4
徴収関係法	3	地方税演習	7
消費税法	3	財務書類の作成演習	5
		簿記・会計学演習	1 0 2
3 税法関連課目	1 7	商業簿記演習	(50)
都道府県税の当面の課題	1	工業簿記演習	(16)
市町村税の当面の課題	1	財務諸表論演習	(36)
固定資産税の当面の課題	1		
会社法	6	8 その他	1 2
税務会計	4	体育	2
税務争訟	4	修了試験	6
		入校式等行事	4
4 会計学、簿記論	9 7		
(会計学)			
会計学総論	8		
貸借対照表論	1 4		
連結財務諸表論	5		
損益計算書論	1 6		
(簿記論)			
商業簿記	3 7		
工業簿記・原価計算	1 7		
		合 計	2 8 0

監査・内部統制専門課程

1 目 的

住民ニーズの多様化・複雑化、国・地方を通じた厳しい財政状況などを背景に、地方公共団体の施策、事務事業はより適正かつ効率的に行うことが求められており、内部統制と監査委員等による監査により地方公共団体の組織全体で行財政運営の適正を確保することが重要となっています。

監査・内部統制専門課程においては、第31次地方制度調査会における監査、内部統制に関する議論も踏まえ、昨年度まで実施していた監査・行政評価専門課程を再編、強化し、監査委員部局のみならず、会計管理者部門をはじめ財務に携わる者等も研修の対象となることを念頭に、監査や内部統制の理論と実務について必要な知識と能力を備えた職員の養成に向け、行政評価も含めた実践的で高度な研修を実施します。

2 研修課目

(1) eラーニングによる事前履修

本課程の宿泊研修での講義・演習は、地方税財政制度、行政法等について一定の知識を有していることを前提としており、eラーニングの所定の課目を入校までに履修、修了することとします。必修課目は次のとおりです。

地方税財政制度、行政法、民法（物権、契約の部分）、経済学

(2) 宿泊研修

ア 講義課目

(ア) 会計

地方公共団体の行財政運営の基本となる財務会計制度について、民間企業の会計基準との比較を通じて理解を深めるための課目により編成します。

(イ) 監査・内部統制

現行の監査制度の趣旨・仕組みや中長期の課題、内部統制の実務と理論のほか、財務監査だけでなく行政監査、財政援助団体等監査、住民監査請求監査など多岐にわたる監査実務の実例を通じて、実践的な知識、技能を修得するとともに、施策、事務事業が効果的かつ効率的に達成されているかどうかをチェックする行政評価の理論、具体的手法についての高度な知識を修得するための課目により編成します。

イ 演習

実際の監査資料、決算書等を題材とした検討作業、議論などを通じて、監査等の実務に必要な実践的な能力を養成します。

この課程は、地方自治法施行令第174条の49の21の外部監査契約を締結できる行政実務経験者の必要経験年数10年以上を受講者は5年以上に短縮する総務大臣指定研修に指定されています。なお、この課程を修了し、監査実務の指導者として必要な知

識、技能を有すると認められる者については「自治体監査実務指導者」として認定します。

3 対 象

- ①都道府県及び市町村の職員
- ②都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員

4 研修期間

第17期

eラーニング履修	平成28年8月下旬～10月下旬
宿泊研修	平成28年11月1日（火）～12月16日（金）

5 定員

50名

6 推薦できる研修生の数

原則として1名又は2名

7 選考の基準

推薦する研修生の選考に際しては、次の基準によるものとします。

- (1) 勤務成績が優秀であり、かつ、健康であって、高度な研修を受けさせるにふさわしい者。なお、「健康」であることの基準は、自治大学校での研修生活（学校生活及び寮生活）を支障なく行うことができる者であることとします。
- (2) 積極的な学習意欲を有する者。
- (3) 現に地方公共団体における課長補佐、係長又はこれらに相当する職にある職員。
- (4) 年齢については、入校日現在において30歳以上50歳未満であることとします。
ただし、自治大学校長が特に必要と認めた場合は、この限りではありません（この場合には、推薦書の所定欄に、年齢要件に該当しない者を推薦する理由を簡潔に記載してください）。
- (5) 推薦の方法等については、33頁以降を参照してください。

8 研修課目及び時限数

研修課目及び時限数（1時限＝70分）に関する研修計画は、次のとおりです。

ただし、実際の研修実施に当たり変更する場合があります。各課目のシラバス（講義計画）は、概ね研修開始の2週間前に研修生へ連絡いたします。その後、自治大学校ホームページに掲載いたします。

なお、研修は、全寮制の宿泊研修により行います。

監査・内部統制専門課程のカリキュラムの概要

eラーニング

履 修 課 目	内 容
<必修課目> 地方税財政制度 行政法 民法（物権、契約の部分） 経済学	入校決定後、宿泊研修の開始（入校） までに履修、修了する。

宿泊研修

研 修 課 目	時限数	研 修 課 目	時限数
1 総合教養課目	5	監査実務	1 3
地方分権と監査制度	2	（監査実務）	(5)
行政経営の理論と実践	2	（工事監査）	(1)
校長講話	1	（行政監査）	(1)
		（財政援助団体等監査）	(2)
2 会計	5 9	（住民監査請求監査）	(2)
会計学	1 7	（住民訴訟）	(2)
簿記	1 8	公益事業論	5
地方財務会計	1 5	自治体政策評価	2
（官庁会計）	(3)	経営分析論	6
（地方公会計）	(2)	財政健全化の現場を見る	2
（公営企業会計）	(10)	健全化法の意義と効果	2
公益法人その他の会計	9	財政健全化指標の活用	1
（公益法人会計・土地開発公	(2)		
社会計）		4 演習	3 2
（地方独法会計）	(2)	監査実務の課題研究	1 0
（社会福祉法人会計）	(2)	財務監査・出納検査事例演習	5
（病院会計）	(2)	決算・健全化審査事例演習	1 3
（学校法人会計）	(1)	住民監査請求監査事例演習	4
3 監査・内部統制	5 2	5 その他	5
監査論	1 5	体育	1
内部統制	4	入校式等行事	4
監査基準	2		
		合 計	1 5 3

特 別 研 修

1 目的

これまでの自治大学校の中央研修機関として果たしてきた役割を踏まえ、更にそれを強化するため、他の大学院等の高等教育機関と連携した特別研修を実施することにより、地方分権時代に対応した、より高度かつ専門的な知識・能力を備えた将来の自治体を担う幹部候補職員を育成します。

2 研修内容

(1) 修士課程連携特別研修

① 趣旨

都道府県及び市町村等の幹部候補職員を対象に、これまで実施してきた第一部課程研修の成果を踏まえ、政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院と連携し、実践的で高度な政策形成能力の形成を図るための研修を行います。

② 対象者

次の各課程に在籍する地方公務員のうち、自治大学校長が修士課程連携特別研修（以下「マスターコース」という。）の受講を認めた者

- ・政策研究大学院大学修士課程（公共政策プログラムの地域政策コース、教育政策コース、医療政策コース、農業政策コース及び地域振興・金融コース並びにまちづくりプログラム）
- ・一橋大学 国際・公共政策大学院修士課程（公共法政プログラム・1年コース）

③ 研修実施期間

平成28年4月～平成29年3月

④ 実施方法

・第一部課程への参加

マスターコースの特別研修生は、各大学院の修士課程の講義、演習の履修とあわせて、自治大学校が平成28年度に実施する第一部課程（第126期、第127期）の講義、演習のうち、必修課目（憲法、行政法、民法、経済学、地方自治制度、地方公務員制度、地方行財政制度の7課目）及び任意の選択課目を履修します。

・マスターコースの修了

各大学院の修士課程において修士の学位を取得するとともに、自治大学校第一部課程の課目のうち上記必修課目を履修（当該課目の効果測定を受験し一定以上の成績を収め

ることをいう。) した場合には、マスターコースの課程を修了したものと認め、修了証を授与します。

この場合において、各大学院の修士課程で、自治大学校長が上記必修課目と同等と認める課目を履修する場合には、当該課目の履修を免除します。

⑤ 特別研修に要する経費

- ・本特別研修に要する経費のうち、自治大学校に係るものについては、各課目に必要な図書教材を各自購入してください。
- ・政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院の修士課程に係るものの徴収については、それぞれの大学に定めるところによることとします。

⑥ 宿舎関係

マスターコースの研修生は、希望により自治大学校宿舎に入居することができます。この場合には、別途寄宿舍管理運営経費を徴収します。

⑦ 受付関係

本特別研修の受付事務は、自治大学校で実施します。ただし、修士課程に係るものについては、政策研究大学院大学及び一橋大学国際・公共政策大学院の定めるところによることとします。

⑧ その他

本特別研修の詳細については、別途連絡します。

(2) 医療政策短期特別研修

① 趣旨

未曾有の超高齢社会への対応は我が国喫緊の課題であり、医療はその重要な柱の1つとなっています。その際重要なことは、狭義の医療に限定せず、保健・介護・福祉・住宅・就労などの関連領域さらには“まちづくり”まで視野に入れた総合的・戦略的な政策展開を図ることです。このため、政策研究大学院大学と連携し、今日大きな課題となっている医療政策の企画立案能力を強化するため、医療政策短期特別研修を行います。

② 研修課目

政策研究大学院大学が中心となり、自治大学校とともに講義・演習を実施しますが、研修課目の詳細については、政策研究大学院大学において別途定めることとします。

(主な研修内容) [予定]

全体で72時限(1時限当たり90分) うち講義約40時限 演習約30時限

[総論]

「人口構造の変容と政策課題」「医療政策の変遷・理念・課題に関する概論」等

[各論]

「医療供給制度と医療計画論」「介護保険事業計画等の計画・政策論」「レセプトやDPCデータを用いた地域医療の分析・活用方法」「在宅医療の展開」「医師不足問題」「地域医療の課題と対策」「公立病院改革とモデル事例」「消防と医療の連携推進」等

[演習]

「具体的な問題事例を通じた事例演習」「テーマ別グループ討議」「実地見学（東京近郊2カ所程度）」「研修成果の個別発表」等

※その他、医師会や病院団体幹部による特別講義等を予定しています。

③ 対象者

医療政策の企画立案を担う都道府県及び市町村の職員とします。役職は、原則として課長及びこれに相当する職にあるものとしますが、将来当該自治体で医療政策を担うことが期待される優秀な者であれば、年齢・役職等は問いません。

なお、シンクタンクや医療関係団体等の職員も一部対象となっています。

④ 実施時期

平成28年7月25日（月）～ 8月12日（金）（予定）

⑤ 研修場所

原則として政策研究大学院大学としますが、一部の講義は、自治大学校にて実施する場合があります。

⑥ 定員

25名（その他シンクタンク等職員5名）

⑦ 特別研修に要する経費

本特別研修に要する経費の徴収については、政策研究大学院大学において別途定めるところによります。

⑧ 宿舎関係

希望により自治大学校宿舎に入居可能とします。（負担金については他の自治大学校の研修と同様とします。）

⑨ 受付関係

本特別研修の受付は、政策研究大学院大学において行います。ただし、自治大学校入

寮関係の事務は、自治大学校において行います。

⑩ その他

本特別研修の詳細については、別途連絡します。

(3) 人材育成特別研修

① 趣旨

地方分権の進展に伴い、地域の課題に対応できる人材の育成、職員研修の充実が課題となる中、地方公共団体の人材育成担当部局の研修企画・運営能力の充実及び同部局への情報提供を目的として高度な研修を行います。

② 研修課目

講義、パネルディスカッション、情報提供、意見交換を予定しています。

③ 対象者

都道府県及び市町村の職員、都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の職員とします。

④ 実施時期

平成28年11月に4日間程度を予定しています。

⑤ 定員

120名

⑥ 特別研修の受付及び経費

特別研修の受付及び必要な経費については、別途連絡します。

⑦ その他

本特別研修の詳細については、別途連絡します。

(4) 地方公会計特別研修

① 趣旨

地方公会計の整備手法や財務書類等の活用事例の講義等を通じて、統一的な基準による財務書類等の作成に必要な知識を修得するとともに、演習等をおして、財務書類等

を活用した自治体の財政状況の把握と、そこから得られる各種財政指標の見方・活用など管理会計的な視点で自治体経営を分析する能力を向上させるための地方公会計特別研修を自治財政局財務調査課と協力して行います。

② 研修課目

全体で20時限（1時限当たり70分）程度。

（主な研修内容）〔予定〕

〔講義〕

「財務書類等の作成に係る統一的な基準について」

「固定資産台帳整備（資産評価を含む）の実務について」

「統一的な基準による財務書類等の作成実務について」

「連結財務書類等の作成実務について」

「財務書類等の活用事例」

〔演習〕

「事業別・施設別のセグメント分析（演習含む）」

「施設更新必要額推計を活かした公共施設等のマネジメント（演習含む）」

「財務書類等を活用した自治体経営分析（演習含む）」

③ 対象者

都道府県及び市町村並びに都道府県又は市町村を構成団体とする一部事務組合等の公会計担当の職員とします。

④ 実施時期

第3期 平成28年5月16日（月）～5月20日（金）（予定）

⑤ 定員

100名

⑥ 特別研修の受付及び経費

本特別研修の受付及び必要な経費については、別途連絡します。

⑦ その他

本特別研修の詳細については、別途連絡します。

推 薦 方 法 等

1 推薦の方法

研修生の推薦に際しては、各課程における選考の基準に該当する者を選考して、推薦に必要な書類を取りまとめて提出してください。

なお、提出先については以下のとおりです。該当しない場合は、自治大学校へ提出してください。

(1) 第1部課程

自治大学校に書類を提出してください。

(2) 第2部課程

市にあつては全国市長会（ただし、議会事務局職員については全国市議会議長会。）に、町村にあつては全国町村会に書類を提出してください。

(3) 第1部・第2部特別課程、第3部課程、政策専門課程

指定都市を除く市にあつては、全国市長会（ただし、議会事務局職員については全国市議会議長会。）に、町村にあつては全国町村会に書類を提出してください。

(4) 税務専門課程税務・徴収コース及び会計コース、監査・内部統制専門課程

指定都市以外の市にあつては全国市長会に、町村にあつては全国町村会に書類を提出してください。

2 推薦に必要な書類

(1) 各課程共通事項

ア. 推薦書 1部（様式1）

イ. 履歴書 1部（様式2）

ウ. 写 真 4.5cm×3.5cmのもの（パスポート申請用のものと同規格） 3枚

いずれも、無帽、推薦受付開始日前6か月以内に撮影したもの。裏面に所属団体名及び氏名を記入してください。なお、写真のうち、1枚は履歴書へのり付けしてください。

(2) 各課程共通事項のほか、該当の課程で必要な書類

・税務専門課程 会計コース

簿記検定合格証書の写し

3 研修生の派遣及び研修に要する経費

研修生の派遣及び研修に要する経費は、別表1のとおりとなっています。

なお、当該経費の徴収業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）第20条第1項の規定に基づき委託事業者として決定する公共サービス実施民間事業者が行います。

また、当該事業者は、徴収した経費の国等への納入業務も併せて行います。

4 推薦受付期間

研修生の推薦の受付期間及び該当の課程は、次のとおりです（別表2参照）。

		課 程	推 薦 受 付 期 間
一 般 研 修	第1部	第126期	平成28年2月1日(月)から2月12日(金)まで
		第127期	平成28年8月1日(月)から8月12日(金)まで
	第2部	第176期	平成28年3月22日(火)から4月1日(金)まで
		第177期	平成28年7月19日(火)から7月29日(金)まで
		第178期	平成28年10月24日(月)から11月4日(金)まで
	第1部 第・2部 特別	第31期	平成28年2月15日(月)から2月26日(金)まで
		第32期	平成28年7月11日(月)から7月22日(金)まで
		第3部 第107期	平成28年4月18日(月)から4月28日(木)まで
専 門 研 修	政策専門 第12期		平成28年3月22日(火)から4月1日(金)まで
	税務専門	税務・徴収コース 第14期	平成28年6月27日(月)から7月8日(金)まで
		会計コース 第34期	平成28年2月1日(月)から2月12日(金)まで
	監査・内部統制専門 第17期		平成28年6月13日(月)から6月24日(金)まで

5 その他

研修生の推薦が定員を超え受け入れが困難な場合は、自治大学校において選考し、受け入れができなかった団体には、その旨連絡します。

特別研修の推薦受付期間については、別途連絡します。

様式1

自治大学校 第 部課程 第 期研修生推薦書
(専門課程 コース)

- 1 所属団体名
(本庁所在地)
(郵便番号) (電話番号)
- 2 所属部署名
(部、課、係等の名称)
(直通電話番号) (メールアドレス)
- 3 役職名
- 4 (ふりがな)
氏 名 性別(男・女)
- 5 生年月日 年 月 日生 (入校日現在満 歳 月)
- 6 (ふりがな)
現住所
(郵便番号) (電話番号)
- 7 最終学歴
(卒業等年月日)
- 8 給 与 級 号給 (級制)
- 9 勤務年数 年 月 (当該事務経験年数<専門課程のみ> 年 月)
- 10 年齢要件に該当しない者を推薦する場合はその理由
- 11 健康上配慮すべき事情がある場合はその事情

上記のとおり推薦します。

(事務担当課
郵便番号
所在地
担当者名
電話番号
FAX番号
メールアドレス)

平成 年 月 日

任命権者 職 氏 名 
(任命権者の印を押印)

自治大学校長 殿

(様式1についての注意事項)

1 記載上の注意

- (1) 5の「年齢」欄は、入校日現在で記入してください（1月に満たない場合は切り捨ててください）。
- (2) 7の「最終学歴」欄は、学校名、学部名、学科名及び卒業・中退の別を記載してください。
- (3) 9の「勤務年数」欄は、入校日現在における地方公務員としての勤務年数を記載してください。
- (4) 税務専門課程会計コースの場合は税務事務経験年月を、税務専門課程税務・徴収コースの場合は税務事務のうち税務・徴収事務経験年月を、監査・内部統制専門課程の場合は監査、出納、予算調整事務経験年月をそれぞれ9の「勤務年数」の欄に（ ）書してください。
- (5) 10の「年齢要件に該当しない者を推薦する場合はその理由」欄は、年齢要件に該当しない者を推薦する場合に、その理由を簡潔に記載してください。
- (6) 11の「健康上配慮すべき事情がある場合はその事情」欄は、自治大学校での研修生活を送るに当たって、何らかの配慮を求める事項がある場合に、当該事項を記載してください。

2 用紙の大きさはA4判とし、横書き、左とじとしてください。

様式 2

履 歴 書

1	所属団体名				
2	氏名 (ふりがな)			4.5 cm	写 真 (のり付け)
3	生年月日	年	月	日生	
4	最終学歴 (卒業等年月日)				
5	研修に関する事項 (研修の期間)		(研修の名称)		
6	履歴事項 (発令年月日)		(発令事項)		(発令庁)

備 考

- 履歴書は、任命権者が作成してください。
- 作成上の注意
 - 4の「最終学歴」欄は、学校名、学部名、学科名及び卒業・中退の別を記載してください。
 - 5の「研修に関する事項」欄には、当該地方公共団体で実施した研修についても記載してください。税務専門課程「会計コース」については、特に研修内容についても記載してください。
 - 6の「履歴事項」欄は、発令事項を発令順に詳細に記載してください。ただし、昇給の記載は不要です。
なお、民間経歴等のある場合は、その主要な事項を記載してください。
- 用紙の大きさはA4判とし、横書き、左とじとしてください。

別表 1

研修に要する経費

	課 程 名	経 費		備 考	
一般研修課程	第 1 部	納入金	寄宿舎管理運営経費	372,400円	注 1、2 参照
			図書教材経費	124,600円	
			小 計	497,000円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	507,000円		
	第 2 部	納入金	寄宿舎管理運営経費	196,000円	注 1、2 参照
			図書教材経費	90,100円	
			小 計	286,100円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	296,100円		
	第 1 部・第 2 部特別	納入金	寄宿舎管理運営経費	67,200円	注 1、2 参照
			図書教材経費	49,000円	
			小 計	116,200円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	126,200円		
	第 3 部	納入金	寄宿舎管理運営経費	67,200円	注 1、2 参照
図書教材経費			27,500円		
小 計			94,700円		
校 友 会 費		10,000円	注 3 参照		
合 計		104,700円			
専門研修課程	政策専門	納入金	寄宿舎管理運営経費	47,600円	注 1、2 参照
			図書教材経費	33,700円	
			小 計	81,300円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	91,300円		
	税務専門 (税務・徴収コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	128,800円	注 1、2 参照
			図書教材経費	53,500円	
			小 計	182,300円	
		校 友 会 費	10,000円	注 3 参照	
		合 計	192,300円		
	税務専門 (会計コース)	納入金	寄宿舎管理運営経費	232,400円	注 1、2 参照
			図書教材経費	72,400円	
			小 計	304,800円	
校 友 会 費		10,000円	注 3 参照		
合 計		314,800円			
監査・内部統制専門	納入金	寄宿舎管理運営経費	128,800円	注 1、2 参照	
		図書教材経費	56,500円		
		小 計	185,300円		
	校 友 会 費	10,000円	注 3 参照		
	合 計	195,300円			

- 注1 納入金は、施設・設備維持管理、光熱水料等の寄宿舍管理運営経費及び図書教材経費に充てるものです。今までの実績等に基づき改訂しています。
- 2 表中の経費には、次の経費が含まれていないので、派遣団体において研修生に支給又は配慮されるようお願いいたします。
- (1) 入校時及び帰庁時に要する経費
 - (2) 政策立案研究及び事例演習等に係る資料の収集、報告書の作成等を行うために、研修期間中の休講期間を利用して帰庁する場合の旅費（第1部課程第126期においては2回、第1部課程第127期においては3回、第2部課程及び税務専門課程会計コースにおいては1回）
 - (3) 第1部課程にあつては、政策立案研究の報告書作成に要する経費（実地調査、資料収集等）
 - (4) 通信研修のための事前オリエンテーションへの出席に要する経費（第1部・第2部特別課程及び税務専門課程会計コース）
- 3 校友会費は、自治大学校卒業生の会である自治大学校校友会の終身会費であり、「校友だよりの発行」、「校友会総会の開催」等の事業のほか、各支部が行う研修活動の補助等の校友会活動費に充てられます。
- 4 職員の研修に要する経費は、普通交付税算定の際の基準財政需要額に算入されていません。
- 5 当校には食堂があります。来年の営業については、運營業者の選定手続きを進めているところですが、食堂を利用した場合、朝400円程度以内、昼600円程度以内、夜700円程度以内で複数メニューを提供できることを目安として募集しています。食費は食事の都度、自分で支払っていただきます。表中の経費には食費は含まれておりません。
- 6 特別研修に要する経費については、別途連絡します。

平成28年度研修期間及び推薦受付期間一覧

推薦受付期間 ●——●
 研修期間 ←——→

区分		28年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年1月	2月	3月		
一般研修	第1部	第126期 (定員100名)	1月 12金		13水 28木 休29~8	9月		10水 18木 休11~17	9金								
		第127期 (定員100名)						1月 12金		18火	2水7月 休3~6	27火 休28~4	5木	10金 15水	17金		
	第2部	第176期 (定員160名)		22火 1金		18水	17金 22水 休18~21	29金									
		第177期 (定員160名)						19火 29金		7金	18金 24木 休19~23	22木					
		第178期 (定員160名)								24月	4金		11水	10金 15水 休11~14	24金		
	第1部・第2部特別	第31期 (定員120名)	15月 26金			e-ラーニング(事前履修)			24水	16金							
		第32期 (定員120名)						11月 22金		e-ラーニング(事前履修)			18水	10金			
		第3部 第107期 (定員140名)			18月 28木			12火	5金								
	専門研修	政策専門	第12期 (定員120名)	22火 1金		1水 17金											
		税務専門	税務・徴収コース 第14期 (定員120名)				27月 8金			13火	28金						
会計コース 第34期 (定員50名)			1月 12金			30木		10水 18木 休11~17	30金								
		監査・内部統制専門 第17期 (定員50名)				13月 24金		e-ラーニング(事前履修)		1火	16金						

総務省自治大学校

〒190-8581

東京都立川市緑町10番地の1

ホームページアドレス <http://www.soumu.go.jp/jitidai/index.htm>

部課室名	電 話 (直 通)	F A X
庶務課	042-540-4501	042-540-4510
教務部	042-540-4502	042-540-4505
教授室	042-540-4506	042-540-4503
研究部	042-540-4545	042-540-4504

